

令和5年 9月 第19回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日		令和5年 9月 25日(月)				
開催場所		小川町民会館(リリックおがわ) 会議室1・2				
開催時刻宣告者		午前・午後 1時 30分 小川町農業委員会長				
閉会時刻宣告者		午前・午後 2時 13分 小川町農業委員会長				
議長		山田 富子(会長)				
農業委員	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	中野 勝	出席 欠席	(8)	田下三枝子	出席 欠席
	2	島田 一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席
	3	関口 豊	出席 欠席	(10)	永田 宏	出席 欠席
	4	田中 正之	出席 欠席	11	神田 治雄	出席 欠席
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席
	6	横田智恵美	出席 欠席	13副会長	柴崎 勝	出席 欠席
	7	河村 恵	出席 欠席	14会長	山田 富子	出席 欠席
出席委員		12名		欠席委員	0名	
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男	
		田口 英夫			吉田 正巳	
		石川 忠一		八和田	永島 和夫	
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫	
		新井 實一				
	出席委員	9名				
議事參與者		氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
					岡部 孝一	事務局長
					淺見 健一	次長
					森澤 千紘	主査

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

第19回定期総会次第

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和5年9月第19回総会を開会いたします。

開会時間は午後1時30分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めております。本日は議席番号1番「中野 勝」委員、議席番号9番「遠藤 勉」委員、より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中12名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗つてから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号8番「田下三枝子」委員、10番「永田 宏」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法第3条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。

農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第3条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。

それでは申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

(申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには3つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手などのような農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業常時従事要件」。

3つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないことをとする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えてることから要件を満たすと考えます。

また、「全部効率利用要件」については、地区委員の現地調査報告で確認をお願いいたします。

残りの1要件、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

なお、受人の新規就農者について補足で説明させていただきます。

別にお配りしている資料「新規就農者について（参考資料）」をご覧ください。

(新規就農者について補足説明)

なお、地区委員に詳しい資料をお渡ししております。

現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願ひいたします。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

第19回定期総会次第

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

12番福島委員

議席番号12番福島と申します。去る9月23日土曜日、9時に農業委員3名、推進委員2名、計5名にてパトリアに集合し現地調査を行いました。
対象となる農地は、草刈がされており、耕せばすぐに畑として使用できるものと判断しました。また、経営農地の管理も問題ありません。
周辺のうちへの影響はまったくございません。
以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。申請番号2番について説明いたします。

(申請番号2番について読み上げ)

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」については年間150日以上を超えていることから要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

6番横田委員

議席番号6番横田が報告いたします。

9月25日、9時に農業委員3名、推進委員2名、計5名でパトリアに集合し受人の経営農地について現地調査を行いました。

1216、1217は米が搾取してありました。

第19回定期総会次第

6番横田委員	<p>1148はしばらく草刈をしていない状況で草が多く茂っておりました。</p> <p>1714は米がありました。</p> <p>16-1はみかんが植えてあり、草刈もしてある状態でした。</p> <p>上吉寺の5筆についてですが、ここは窪地の田や畑なんですが、林道から入れるように埋め立てがされておりまして、木の枝、大きな切株など積み上げておりました。</p> <p>しばらく、この所は使われていないようで、葛などの草で覆われていて、篠だけや雑木が生い茂っている状態です。</p> <p>この5筆は、田畠としては管理しているとは思えないで問題だと思います。</p>
議長	ありがとうございます。 そうすると担当地区の皆さんのお考えとしては是正の必要があると。
6番横田委員	そうですね。担当地区委員としては一部農地の使われ方が適正でないと思われます。
議長	わかりました。 ありがとうございます。
議長	それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。
13番柴崎委員	<p>13番柴崎です。</p> <p>担当地区委員がそう判断したのであれば、農業委員会としてもその判断でいいのではないかでしょうか。</p>
議長	事務局としてはどのようにお考えですか。
事務局	はい。担当地区委員の報告によりますと「全部効率利用要件」がすべてクリアできてない状況になるかと思うので、そちらにつきましては現在の判断での許可は適当でないと思われます。
議長	<p>はい。わかりました。</p> <p>それでは、今回受人の経営農地について「全部効率利用要件」が満たされてないと地区担当の方からは報告がありました。</p> <p>それにつきまして、他の農業委員さんなんかご意見はありますか。</p>
3番関口委員	<p>3番関口です。</p> <p>適正に管理されていないと報告があったところについては、是正指導するのがよいかと思います。事務局からも指導してほしい。</p>
議長	ありがとうございます。他にはございますか。
	(質疑なし)
議長	それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

第19回定期総会次第

(質疑なし)

議長 それでは、地区の担当の方の報告と、委員さんからの意見を踏まえまして採決を取りたいと思います。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手なし)

議長 賛成0という事ですので申請番号2番については否決となりました。ありがとうございました。

つづきまして日程3、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があつたので、その適否を諮ることです。

4条許可は、農地所有者本人が、農地を転用する場合の案件です。また、市街化調整区域内の農地転用については埼玉県知事の許可が必要になります。

それでは申請番号1番について読み上げさせていただきます。

(申請番号1番について読み上げ)

本申請についての工事資金は追認案件であるため、特にありません。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

永島推進委員 八和田地区の推進委員の永島が報告致します。

9月20日、農業委員5名、推進委員2名、現地調査を致しました。

このお堂は、先祖代々千野家で管理。お爺さん、その前のお爺さんの代からずっと管理していました。

ただそれが、台風や雨で痛んできましたので、新しくしたらしいんですけど、その時に、少しお堂を後ろに下げたらしいんですよね。

それが農地にかかってしまっている今までずっときてしまったとのことです。

議長 ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

第19回定期総会次第

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。それでは、申請番号2番につきまして説明させていただきます。

(申請番号2番について説明)

本申請については令和4年11月に農業委員会総会の議案として、除外について可決承認した案件になります。この度、除外が決定されたので農転の申請となりました。

本申請についての工事資金は追認案件であるため、特にありません。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

8番田下委員

8番の田下が現地調査報告調査をいたします。

9月20日、農業委員5名、推進委員2名、八和田公民館に集まって現地を確認致しました。

既に、去年の11月に一度伺っているんですが、その時と変わりなく、お家の前の道路として、きれいに使われている状態になっていました。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

第19回定期総会次第

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして日程4、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は2件の申請がありました。はじめに、申請番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第5条第1項の規定による許可申請があつたので、その適否を諮る」とのことです。

「農地法第5条第1項の規定による許可申請」とは、農地の売買または貸し借りなどの権利移動を伴う農地転用のことで、市街化調整区域内において、農地を農地以外に変更したい場合には埼玉県知事の許可が必要になります。

今回は、市街化調整区域内の農地を宅地（農地以外）に転用し、使用貸借を行う申請となりますので、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会に於いては、その適否を諮り、その結果を意見書として県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、申請番号1番につきまして説明させていただきます。

(申請番号1番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額融資で賄われており、それを証する書類が添付されております。また、水利組合の同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地「第2種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。
よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

5番笠原委員

はい。議席番号5番笠原と申します。調査報告を致します。

9月23日、パトリアにて、農業委員3名、推進委員2名、合計5名で集まりまして調査を致しました。

この人ですが、現在は野菜を少し、家庭菜園みたいな感じで使用しています。
以上です。

議長

はい。ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。はじめに農業委員の皆さんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

はい。それでは推進委員の皆さんいかがでしょうか。

(質疑なし)

第19回定期総会次第

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議長

賛成多数ですので申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。それでは、申請番号2番につきまして説明させていただきます。

(申請番号2番について説明)

本申請について、工事資金の見積書を添付していただいております。工事資金は全額住宅ローンで賄われており、それを証する書類が添付されております。また、水利組合の同意書が添付されていることを申し添えます。

なお、本件の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の区域にある農地「第1種農地」に当たると判断されます。

最後に、調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

議長

それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。

永島推進委員

八和田地区の推進委員の永島が報告します。

9月20日農業委員ならびに推進委員、計7名で八和田公民館に集まりまして、8時30分から現地調査を致しました。

この土地は先ほどのお堂のすぐ隣に面しております、ちゃんと杭も正確にあります。なんら問題は無いと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号2番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

第19回定期総会次第

議長

全員賛成ですので申請番号2番については可決、承認されました。ありがとうございました。

なお、議案第2号、第3号は許可権者が埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、日程5、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出取消願について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

はい。事務局です。

報告第1号農地法第5条第1項第7号の規定による取消願について「申請人より農地法第5条第1項第7号の規定による届け出の取消願があったので報告する」との事でございます。

(申請番号1番について報告)

以上報告させていただきます。

議長

ありがとうございました。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和5年9月第19回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時13分です。